

柏市建築基準法第43条第2項第1号認定基準

1 目的

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号に規定する建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 認定基準

法第43条第2項第1号に規定する認定に係る基準は、次に掲げるものとする。

(1) 避難及び通行の安全上必要な道の基準は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 農道その他これに類する公共の用に供する道であることにあつては、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 農道整備事業，土地改良事業，河川又は湖沼等の管理に供する道等であつて，管理者の書面による同意又は承諾等を得ており，通行に支障のないものであること。

(イ) 敷地と法第42条に規定する道路（以下「道路」という。）の間にある河川，水路等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。以下「水路等」という。）に橋又は蓋等が設けられている部分であつて，管理者等から当該水路等の占用許可又は承諾等を得ており，通行に支障のないものにあつては，道路と当該部分を合わせて，2.(1)アに規定する道として扱う。

(ウ) 敷地と道路の間にある里道，赤道等（公共団体等が所有又は管理するものに限る。以下「里道等」という。）であつて，管理者等から当該里道等の通行許可又は承諾等を得ており，通行に支障のないものにあつては，道路と当該部分を合わせて，2.(1)アに規定する道として扱う。

イ 建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。

(2) 認定に係る建築物の用途及び規模の基準は，延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合あつては，その延べ面積の

合計) が 200 平方メートル以内の一戸建ての住宅であること。

3 形態規制の付加

- (1) 本認定を受ける建築物で、2.(1)に規定する道に接する敷地の建築物については、当該道を道路とみなして、法第52条第2項、法第56条、法第58条及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の規定を適用する。

附 則

この基準は、平成30年10月16日から施行する。